

土総第920号  
令和4年3月28日

隠岐支庁関係各局長様  
農林水産部各課長様  
農林水産部各地方機関の長様  
土木部各課長様  
土木部各地方機関の長様

土木部長  
(土木総務課建設産業対策室)  
(技術管理課)

建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について（通知）

このことについては、法定福利費の適正な反映を目的として、令和2年8月18日付け土総第349号で通知したところです。

この度、島根県公共工事請負契約約款第3条の改正に伴い、下記のとおり変更しますので適切な対応をお願いします。

なお、この通知に伴い、令和2年9月18日付け土総第349号の2「請負代金内訳書における法定福利費の明示の義務化等について」は令和4年3月31日をもって廃止します。

記

1. 建設工事の設計金額における法定福利費相当分の明示、公表について

(1) 対象工事

- ・島根県土木部、農林水産部発注（隠岐支庁県土整備局を含む）の建設工事

(2) 公表方法（既出）

予定価格の積算時に間接工事費に含まれる法定福利費について島根県が想定する法定福利費相当額を以下の方法で公表することとする。

ただし、別添の工事においては、当面の間、公表対象から除外する。（入札参加者は明示するものとする）

- ① 別紙様式1により入札情報サービス（PPI）の入札結果で公表  
（令和2年10月1日以降落札決定を行う建設工事から適用）
- ② 契約締結後に公表される工事の金入り設計書で公表

## 2. 各発注機関における対応について

事業担当課及び契約担当課において、「入札時に提出される工事費内訳書」若しくは「契約締結後に提出される請負代金内訳書の提出省略届」から、入札金額における法定福利費相当分の明示の有無、及び発注者の当初想定した法定福利費相当分との著しい乖離(※)の確認を行う。

ただし、別添の工事においては、当面の間、明示の有無のみの確認とする。

※ 著しい乖離とは、発注者の当初想定した法定福利費相当分の2分の1を下回る額の場合をいい、下回る額が明示された場合は、法定福利費相当分の見積もり方法等について受注者へヒアリングを行うこと。(既出)

「入札時に提出される工事費内訳書」における法定福利費相当分の明示は義務ではないが、「契約締結後に提出される請負代金内訳書」における法定福利費相当分の明示は、島根県公共工事標準請負契約約款に基づく義務事項である。

### 【今回新設した事項】

①入札時に提出される工事費内訳書において、法定福利費相当分を明示した場合

→ 「請負代金内訳書の提出省略届」(参考様式1)の提出のみで可

②入札時に提出される工事費内訳書において、法定福利費相当分を明示していない場合

→ 「請負代金内訳書の提出省略届」(参考様式1)に法定福利費相当を明示して提出するよう指導すること

※なお、当面の間、請負代金内訳書に法定福利費相当額を明示して提出することも可能とする

## 3. 適用年月日

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知等をする建設工事から

取扱い全般に関すること

土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-5388

島根県の法定福利費の積算に関すること

技術管理課 土木設計基準G

TEL : 0852-22-5941

別添

発注者における公表適用除外工事

1	下水道用設計標準歩掛表 第2巻ポンプ場・処理場施設（機械設備）編、（電気設備）編、（建築・建築設備）編を適用する工事
---	--